

西東京市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における住宅政策を総合的かつ体系的に推進するための基本となる西東京市住宅マスタープランを策定するに当たり、必要な事項の調査及び検討をするため、西東京市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、西東京市住宅マスタープランの策定に必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を西東京市長（以下「市長」という。）に報告する。

第3 構成

委員会は、次に掲げる委員13人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 公募による市民 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 西東京市の職員 8人以内

第4 任期

委員の任期は、第2の所掌事項が終了するときまでとする。

第5 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、座長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 第3第3号及び第4号の委員については、委員からの代理出席に関する委任状が会議に提出された場合のみ代理出席を認め、代理出席をした者は採決に加わることができることとする。

第7 公開

委員会は、原則として公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 謝金

市長は、第3第1号及び第2号に規定する委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第9 庶務

委員会の庶務は、まちづくり部住宅課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。